

第3期西海市地域福祉計画

第3期西海市地域福祉活動計画



左：第2西海橋 右：令和2年12月 国の重要文化財に指定された西海橋

令和3年3月



西海市



社会福祉
法人

西海市社会福祉協議会

ごあいさつ



このたび、本市では、令和2年度に計画最終年度を迎える「第2期西海市地域福祉計画」を見直し、更なる地域福祉の推進を図るため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3期西海市地域福祉計画」を策定いたしました。

近年、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の多様化等により地域のつながりが希薄化する中で、「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」を進めていくためには、地域住民や社会福祉関係者が相互に連携・協力し、複雑化・多様化する様々な福祉課題に取り組むことが重要になっています。

このような中、本市では平成27年度に策定した「第2期西海市地域福祉計画」に基づき、共通の基本理念のもと、地域福祉を支える関係地域団体の支援や各種相談支援体制の充実等、地域における福祉施策の推進に努めてまいりました。

この地域福祉計画は、「西海市総合計画」を上位計画とし、保健福祉に関する「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「介護保険事業計画及び老人福祉計画」などの分野別計画を横断的につなげ、その他関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくることを目的としております。

今回、第3期計画の策定に当たり、市民意識調査等の実施と併せ、これまでの行政による福祉施策の推進状況や市民、関係機関の取組など、第2期計画の進捗の確認・評価を基に、地域福祉推進会議でご協議をいただきながら策定に当たりました。

また、新しい取組として、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の策定に当たり、「情報の共有」、「意見交換」等、積極的に連携を行い、市、社会福祉協議会、市民の皆様のそれぞれの役割、取組を明示するなど、二つの計画を統合し、一つの計画書としてまとめることができました。

将来像として掲げる「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」の実現に向け、市民の皆様と協働し、地域福祉の推進になお一層努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました西海市地域福祉推進会議委員の皆様方並びに、市民意識調査や関係団体ヒアリング調査にご協力いただきました多くの市民の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げ、第3期西海市地域福祉計画策定に当たってのごあいさつといたします。

令和3年3月

西海市長 杉澤 泰彦

ごあいさつ



近年の少子高齢化、核家族化の進展により、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。さらに社会構造の変化や地域における生活課題の複雑化や多様化、大規模な自然災害の発生など、地域のコミュニティや住民同士のつながりの重要性が高まる中、地域住民の更なる地域福祉推進への理解と参画が必要となっています。

西海市もひとり暮らし高齢者や要配慮者の見守り、少子化に伴う子育て支援体制の問題、そして災害発生時の備えなど、課題が山積しています。

本会では、こうした地域の課題に対し、市民の皆様やボランティア団体、NPO、福祉関係者などの地域福祉に関わる人々が一体となり、地域の福祉力向上と多様化する生活課題への対応のため、令和3年度から5年間の「第3期西海市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今回、新しい取組として、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の策定に当たり、情報の共有や意見交換等を積極的に行い連携することで、二つの計画の基本理念と基本目標の共通化を図りました。また、地域福祉の推進における住民、市、社会福祉協議会のそれぞれの役割や取組について一步踏み込んだ形で表現したことで、市民の皆様の理解が深まり、地域福祉活動のつながりが広がることを願っています。

この計画は、平成28年度から令和2年度までの「第2期西海市地域福祉活動計画」の実績を踏まえ、市民の皆様やボランティア団体、NPO、福祉関係者、行政などと協働しながら、地域課題の解決に向けて取り組むことにより、みんなで安心して暮らせるまちをつくることを目指した計画です。

本会では、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを使命として、地域の福祉力向上と多様化する生活課題への対応ができるよう、目標とする将来像「みんなが安心して暮らせる福祉のまち さいかい」の実現に向け、市民の皆様と協働し、地域福祉の推進になお一層努めてまいります。

結びに、この地域福祉活動計画の策定にご尽力いただきました地域福祉活動計画策定評価委員会の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、市民意識調査や関係団体ヒアリング調査にご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます、第3期西海市地域福祉活動計画策定に当たってのごあいさつといたします。

令和3年3月

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎 正宏

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 地域福祉とは	1
2. 計画策定の趣旨と背景	2
3. 各計画の位置づけ	3
4. 計画期間	8
5. 計画の策定体制	8
第2章 地域福祉を取り巻く状況	9
1. 統計データからみた西海市の状況	9
2. 西海市の保健・医療・福祉の状況	14
3. アンケート調査結果の概要	32
4. 関係団体ヒアリング調査結果の概要	48
5. 第2期計画の評価	51
第3章 計画の基本理念と基本目標	53
1. 目標とする将来像	53
2. 共通基本理念	55
3. 共通基本目標	56
4. 重点戦略	57
5. 共通施策の体系	60
第4章 施策・活動計画の展開	62
基本目標1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して	62
基本目標2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して	80
基本目標3 住民参加による地域福祉の促進を目指して	86
基本目標4 安心して暮らせる地域を目指して	101
第5章 計画の推進に向けて	104
1. 協働による計画の推進	104
2. 計画の進行管理	106
資料編	107
1. 西海市地域福祉推進会議設置条例	107
2. 社会福祉法人西海市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定評価 委員会設置要綱	109
3. 策定の経緯	111
4. 西海市地域福祉推進会議委員名簿	113
5. 西海市地域福祉活動計画策定評価委員会委員名簿	114
6. 用語解説	115
7. 第2次西海市総合計画における細施策番号	117

第1章 計画策定に当たって

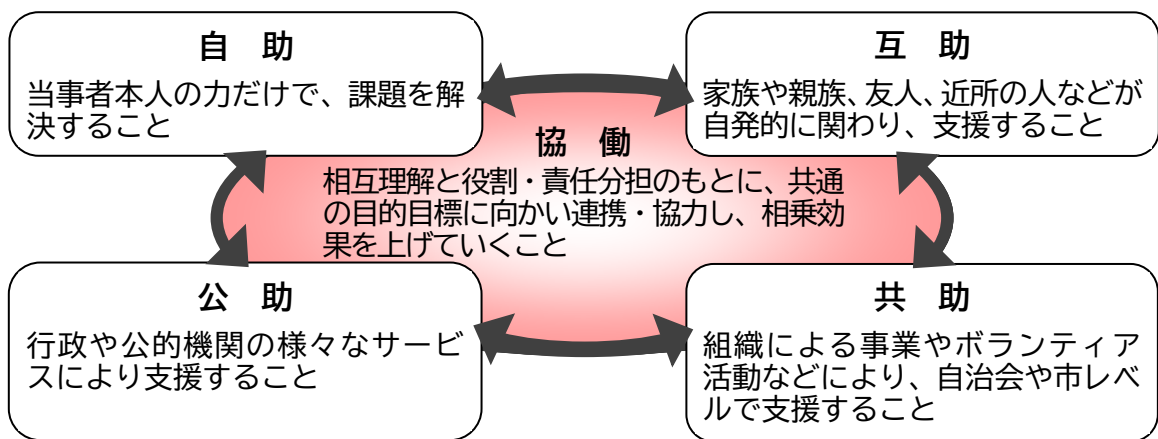
1. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業所、行政など、地域に関わるあらゆる主体が連携し、地域におけるつながりを強め、お互いに助け合いながら、地域の生活課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

「地域福祉」の推進に当たっては、住民自身の努力による「自助」、住民同士の相互扶助による「互助」、制度化された相互扶助による「共助」、行政や社会福祉協議会などが取り組む「公助」、そして、住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「協働」することが重要となります。

また、社会福祉法においても、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

自助、互助、共助、公助のイメージ図



(地域福祉の推進)
第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 計画策定の趣旨と背景

我が国では人口減少社会が到来し、少子高齢化の進行、ライフスタイルや個人の価値観の多様化、家族形態の変化等、社会構造の変化が進んでいます。そうした中で、人と人とのつながり・きずなが弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になることで、身近な生活課題を家族や近隣同士で解決することのできる関係性が薄れつつあり、孤独死や虐待の増加、貧困問題など、地域における生活課題はますます複雑化・多様化してきています。一方、近年では、大規模な自然災害が各地で発生し、地域コミュニティの重要性や地域のつながりの重要性が再認識されています。

このような背景の中で、地域で住民が安心して自立した生活を送るためには、地域における生活課題や福祉ニーズ等を早期に把握し、適切に対応することが重要です。そのため、公的な福祉サービスでの対応を基本としつつも、一方で地域住民や社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等の多様な主体と行政とが連携・協働して問題解決に当たり、地域で支え合う力を強化し、様々な生活課題に柔軟に対応できる仕組みを構築していくことが求められています。

国においては、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等の推進が明示されました。また、平成29年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化され、地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合い・助け合う地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

西海市（以下「本市」という。）並びに西海市社会福祉協議会では、平成28年3月に「第2期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「ともに支え合い、豊かに、安心して暮らせる福祉の里づくり」「みんなが安心して暮らせるまち」をそれぞれの目標とする将来像に位置づけ、各種施策・地域福祉活動を展開し、社会福祉の増進に努めてきました。「第2期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が令和2年度で最終年度となることから、更なる地域福祉の推進を図るため、計画の見直しを行い、「第3期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

3. 各計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づいて市町村が策定する「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加により、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決を目指すことが規定されています（社会福祉法第 4 条第 2 項）。

また、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制による、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されています（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項）。

さらに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられるとともに、市町村による「地域福祉計画」の策定が努力義務化されました（社会福祉法第 107 条）。

（地域福祉の推進）

第四条

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（市町村地域福祉計画）

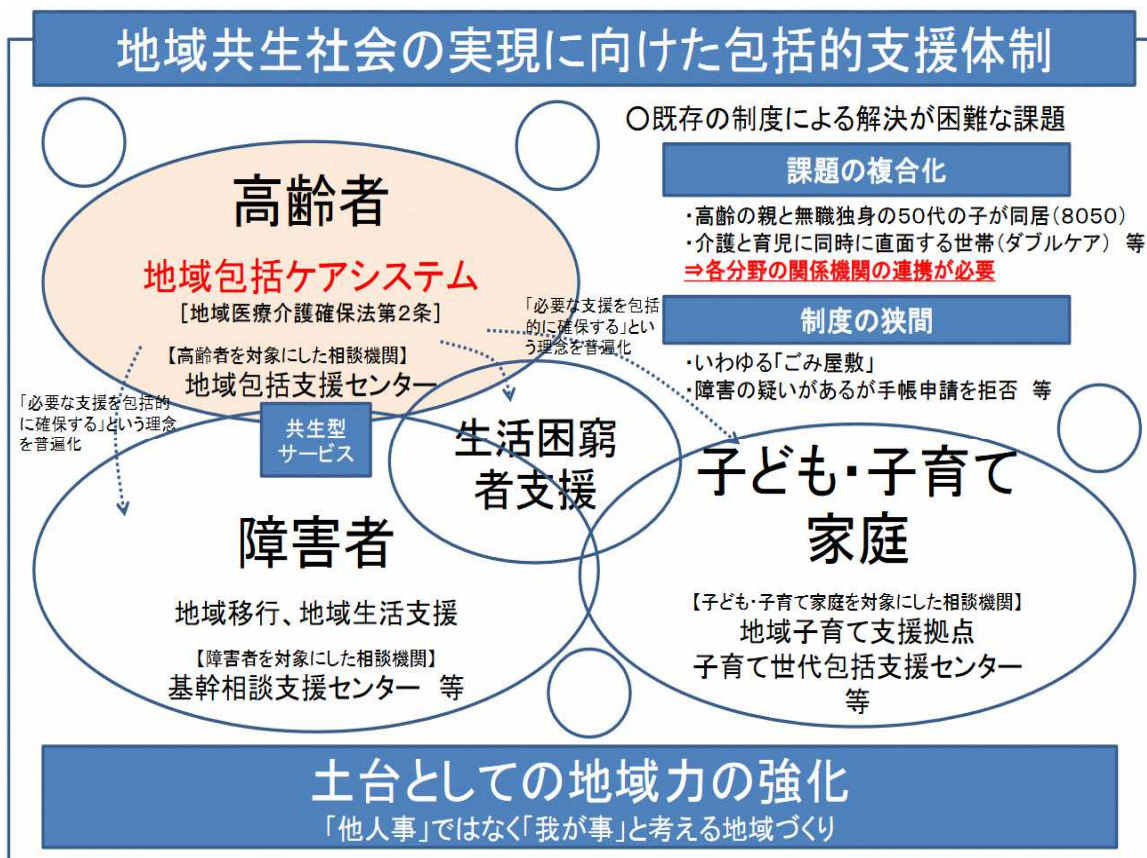
第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

また、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム*」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものです。

今後も、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様な福祉ニーズや、地域生活課題の複雑化・多様化に柔軟に対応できる地域支援体制づくりを推進し、連携・調整の強化を図るため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった区別のない、全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築していくことが必要となっています。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ図



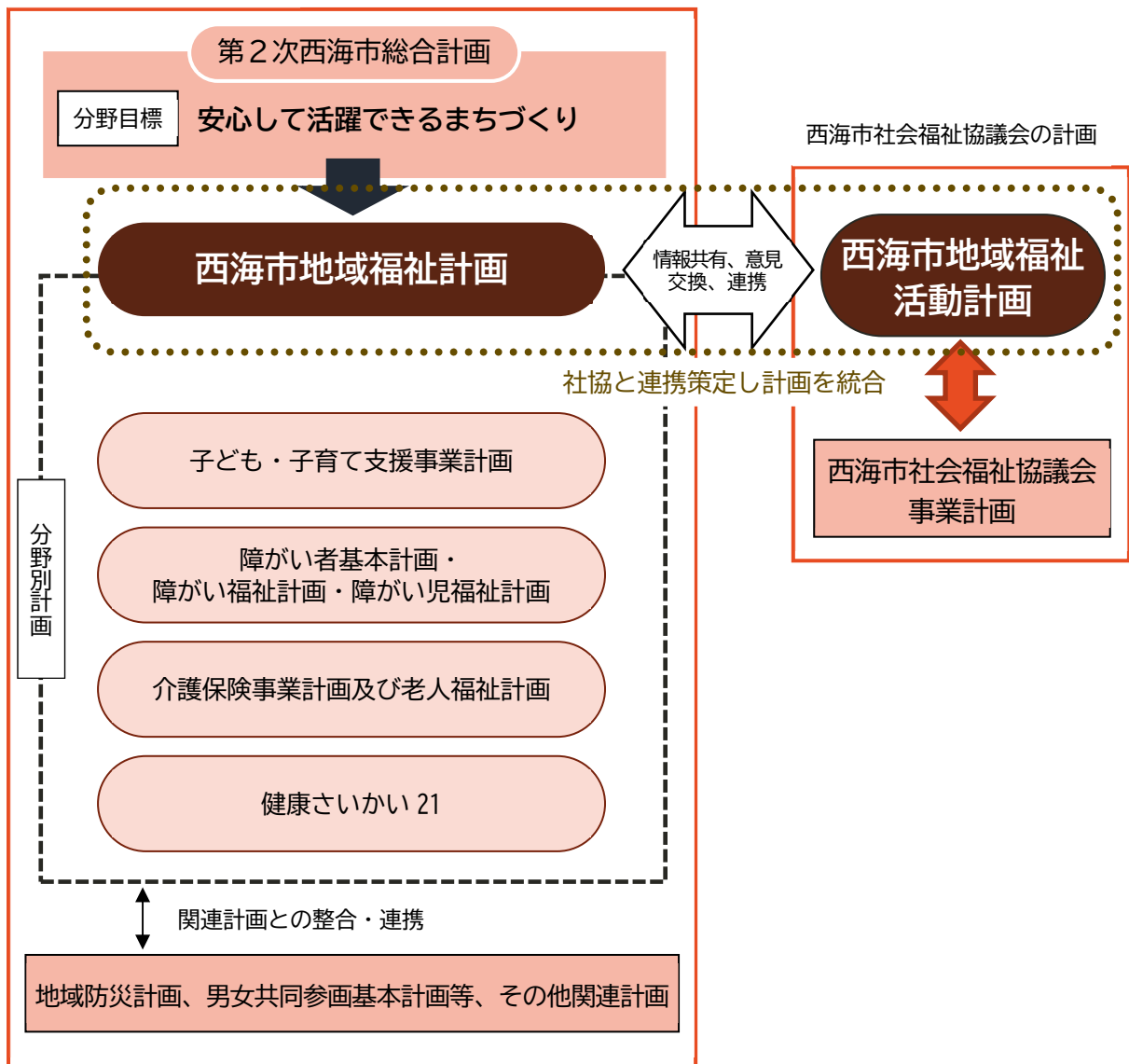
資料：厚生労働省作成資料

(2) 他の計画との関連

本計画は、本市の「第2次西海市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、市民と多くの関係機関との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

西海市の計画



(3) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼びかけて、「地域住民」、「地域で社会福祉活動を行う者」、「社会福祉事業を経営する者」が担い手となり、相互に協力して、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画です。実践的な活動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたものです。

西海市社会福祉協議会では、これまでも多くの地域住民やボランティア団体、NPO、福祉関係者などに協力をいただきながら地域福祉の推進に努めてまいりました。しかしながら、社会構造の変化や地域における生活課題の複雑化や多様化、近年の大規模な自然災害の発生など、地域のコミュニティや住民同士のつながりの重要性が高まる中、地域住民の更なる地域福祉推進への理解と参画が必要となっています。本計画では、その目標と取組について方向を定めています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護*事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(4) SDGs の理念

SDGs (エス ディー ジーズ) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



住み続けられるまちづくりを
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



平和と公正をすべての人に
公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化させる



人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する

(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携した策定

市が策定する「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するために必要な仕組みづくりや基盤づくりの計画です。また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、参画と協働を具体的に進める活動計画であり、両計画とも「地域福祉の推進」という目的を同じくする車の両輪のような関係にあることから、両計画の整合性を図って策定することが必要です。

本市では、本計画の策定における新しい取組として、市・社会福祉協議会の共同作業により「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を連携的に策定しました。これにより、地域福祉の推進における市民・市・社会福祉協議会それぞれの役割や市民自らの取組について理解が深まると考えています。

4. 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
第2期計画		第3期西海市 地域福祉計画・地域福祉活動計画					次期計画		
	計画 策定					計画 策定			
第2次西海市総合計画 (前期基本計画)			第2次西海市総合計画(後期基本計画)				次期計画		

5. 計画の策定体制

地域福祉は、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが自分の住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活できるように、住民の声を十分に反映させながら地域が一体となって推進する必要があります。そのため、住民等のニーズや課題を十分に把握し、それらを計画に反映させていくことが必要であり、本計画の策定に当たっては、18歳以上の住民に対するアンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や生活課題の把握を行いました。また、地域において福祉活動に取り組んでいる団体に対し、ヒアリング調査を行い、活動内容や他団体との交流・連携における状況などの把握を行いました。さらに、「地域福祉計画」において幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

これらの結果を踏まえながら、学識経験者や福祉関係団体及び地域活動団体等の代表者で構成された「西海市地域福祉推進会議」及び「地域福祉活動計画策定評価委員会」において、委員から本計画に係るご意見・ご審議をいただき、検討・策定を進めました。